## 成原先生報告「生成 AI の時代におけるメディアの役割」 に対する若干のコメント

東京大学大学院情報学環 酒井麻千子

- 1. 生成 AI の学習行為と著作権法 30 条の 4 ただし書(スライド 35-36)
- (1) アイデアの類似と事実の類似
- ・「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」(同法10条2項)
- →新聞記事等については、事実の取捨選択・取り上げ方・表現等に関する記者の工夫がある ことにより著作物性が認められるが、単なる事実のみが類似するにとどまる場合は、著作物 の利用には該当しないと考えられる
- cf. どの程度の利用か: Infopaq International A/S v Danske Dagblades Forening (Case C-5/08) EU:C:2009:465 (2009年7月16日先決裁定) 検索ワード前後 5 words を含む 11 words cf. 不法行為該当性は別途検討の余地あり: YOL 見出し事件控訴審 (知財高判平成 17年10月6日平成17(ネ)10049)
  - 情報の収集・処理に費やした労力の回収という視点
  - 違法性の認定
  - (2)「当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」
- ・ウェブサイトを通じ無料で記事提供+データベースの著作物から容易に情報解析に活用できる形で整理されたデータを取得できる API を有償提供する場合(「考え方」25 頁)
- →多くの新聞社は新聞記事のテキストデータサービスを提供しているのでこれに該当?
  - 2. 市場における対価環元促進(スライド 26-27.38)
- ・還元すべき「対価」の決定の問題

学習のために新聞記事等の著作物を複製等する場面と、生成・出力段階で学習済み著作物の 複製・翻案等該当性を問題とする場面は区別されるべきか?

- ・学習に使用されたコンテンツの公表 (←EU・AI 法 53 条 1 項(d))
  - 3. その他:独占禁止法の役割(スライド 44)
- ・「取引上の地位が相手方に優越しているインターネット検索事業者が、その地位を利用して、取引の相手方であるニュースメディア事業者に対し、……」 従来の知的財産法(著作権法)と独禁法の交錯の典型的な場面:強い権利者 vs 市場